

保護者様

渋谷区立松濤中学校
校長 中村 哲也

非常災害時の生徒の安全確保について

渋谷区教育委員会の「非常災害時の対応について（令和8年度8月追記）」を踏まえ、本校の対応を一部改定しました。風水害や地震等の自然災害発生時には、生徒の安全確保を最優先に対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

学校からは、可能な限り「Home & School」や学校ホームページ等により、対応方針、登校時刻、下校方法、引渡しの有無等をお知らせします。

	気象災害時 (台風・大雨・大雪・暴風等)	地震発生時 (火山や噴火等も含む)
【前日】	□前日正午の時点で、気象状況により生徒の登下校の安全確保に支障を来すおそれがあり、交通機関の混乱等が予想される場合 ⇒教育委員会の判断により、翌日の教育活動を「オンラインを活用した特例の授業」に切り替える。 ※予報の変化によっては、午後4時の時点で通常登校に切り替える場合があります。	
【当日】 登校前	□午前6時30分の時点で、気象庁等から渋谷区に警戒レベル3相当（警報以上）の気象情報が発表されている場合 ⇒自宅待機とする。 ※同時点で警報以上の情報がなくても、その後、登校時又は登校後に急激な気象状況の悪化が見込まれる場合は、自宅待機、登校時刻の繰下げ等の対応を行う場合があります。	□震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒自宅待機とする。
【当日】 登校前	□午前6時30分の時点で、気象庁等から渋谷区に警戒レベル2相当（注意報）の気象情報が発表されている場合 ⇒周囲の安全に十分注意して登校する。	□震度4以下の地震が発生した場合 ⇒余震や道路上に気を付けて登校する。
【当日】 登校前	□上記以後、午前10時の時点で、警戒レベル3相当である警報以上の気象情報が継続して発表されている場合 ⇒臨時休校とする。	

※留意事項

（1）台風・地震のいずれの場合も、自宅周辺の安全状況を確認し、無理をせず保護者の判断で登校させてください。自宅周辺が危険な状況であるとの連絡があった場合は、欠席扱いにはしません。

（2）登校に危険が生じるおそれがある場合、交通機関の運休等により教職員の出勤が困難な場合、又は安全な教育活動の実施が困難な場合は、学校の判断により、自宅待機、登校時刻の繰下げ、臨時休校、学校待機、一斉下校又は保護者への引渡し等の対応を行う場合があります。

（3）「オンラインを活用した特例の授業」を実施する場合でも、教職員の出勤状況、通信環境、生徒の接続状況等により、開始時刻又は実施方法を変更する場合があります。

	気象災害時 (台風・大雨・大雪・暴風等)	地震発生時 (火山や噴火等も含む)
在校中	□警戒レベル3相当である警報以上の気象情報が発表された場合、又は下校時刻にかけて気象状況の悪化が見込まれる場合 ⇒学校に一時待機させ、気象情報、通学路の安全状況、交通機関の状況等を確認した上で、学校待機、一斉下校又は保護者への引渡しを判断する。 □警報等の解除又は安全確認が下校時刻を過ぎる場合、若しくは安全な下校が困難であると判断される場合 ⇒保護者への引渡しを行う。	□震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒全ての活動を中止して安全姿勢をとる。 ⇒生徒の引取りによる下校とする。
在校中		□震度4以下の地震が発生した場合 ⇒活動を中止して安全姿勢をとる。又は、その場で待機する。情報収集により、授業の再開、中断等を判断する。 ※火事等、学校に留まることができない場合は、第2次避難場所の広場等へ避難する。
下校中	□下校時刻に気象状況の悪化が見込まれる場合 ⇒学校に一時待機させ、気象情報、通学路の安全状況、交通機関の状況等を確認した上で、学校待機、一斉下校又は保護者への引渡しを判断する。 □警報等の解除又は安全確認が下校時刻を過ぎる場合、若しくは安全な下校が困難であると判断される場合 ⇒保護者への引渡しを行う。	□壁が崩れる、道路にひびが入る等、立ってられない程の地震が発生した場合 ⇒「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所で安全姿勢をとり、揺れが収まるまで待つように指導する。 ⇒揺れが収まったら、身近にある「子供110番の家」等に避難する。又は、自宅か学校のうち近い方へ向かうよう指導する。
下校中		□体に感じる程度の地震が発生した場合 ⇒周囲の安全に気を付けて、速やかに下校させる。
弾道ミサイル発射等に関わる対応について		
登校前	⇒自宅待機とする。	
在校中	⇒学校待機とする。	
下校中	⇒姿勢を低くして、窓から離れ、安全姿勢をとるように指導する。	
学校等における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について		
□午後2時頃に翌日の「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合 ⇒翌日の校内外での教育活動について、中止又は延期とする。＝自宅待機とする。 (過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、生徒の生命を第一に考える。)		

<補足>

- 震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校からの連絡の有無にかかわらず、保護者又は代理人(引取りカードに登録されている方)による生徒の引取りをお願いします。来校するまで、生徒を学校で預かります。
- 登下校途中に地震が発生した場合の対処について、ご家庭でよく話し合い、確認しておいてください。
- 登校時に風雨が激しく安全が確認できない場合は、ご家庭の判断で登校を見合わせてください。その場合は学校へご連絡ください。遅刻や欠席の扱いにはなりません。